

災害応急対策活動等（測量・設計）に関する基本協定（案）

（目的）

第1条 この協定は、地震、台風、豪雨、豪雪等及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省中国地方整備局吉田ダム管理所長 村松 清（以下、「甲」という。）が管理する一級河川吉井川水系において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、株式会社 △△コンサルタント 代表取締役社長 △△ △△（以下、「乙」という。）に対し、災害応急対策活動等（以下、「活動」という。）に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

（活動の実施区間）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区間は、別図－1に示す一級河川吉井川水系の吉田ダム管理所管理区間（以下、「実施区間」という。）とする。
ただし、災害の規模により上記区間外での活動要請を行うことができる。

（活動内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、実施区間における災害状況の把握と報告並びに甲の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等とする。

（出動の要請）

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区間で発生した災害状況等に応じ、本活動を実施するための出動（以下、「出動」という。）を書面（第1報は電話で可）により要請するものとする。ただし、乙が災害状況を把握しているにもかかわらず、甲から出動要請がない場合は、乙はその内容について速やかに甲に報告するものとする。

2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。また、甲は、前項ただし書きの報告を受ける者を、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。
3. 基本協定に基づく出動要請を行う時点で応募資格の内容を満足していない場合は、契約の相手方として選定できない場合がある。

（活動の実施）

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。

2. 活動の直接の指示は、吉田ダム管理所所属職員のうち甲が指定する者（以下、「指示者」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

（活動の完了）

第7条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

（費用の請求）

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(法定外労働災害補償制度の加入確認)

第10条 本協定に基づき甲と乙が請負契約を取り交わす場合は、乙が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。また、当該法定外労働災害補償制度には、業務単位で随時加入する方式と直前1年間の完了業務高により掛金を算出し保険期間内の業務を保険対象とする方式があるが、契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(損害の負担)

第11条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。

2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。

3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

第12条 本協定の有効期限は、令和6年12月16日から令和8年12月15日までとする。

(その他)

第13条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

令和6年12月 日

甲 岡山県苫田郡鏡野町久田下原1592-4
国土交通省 中国地方整備局
苫田ダム管理所長 村 松 清

乙 △△県△△市△△△
株式会社 △△コンサルタント
代表取締役社長 △ △ △ △